

I 令和6年分年末調整のご準備はお早めに

令和6年分年末調整から令和7年1月の源泉徴収事務において、様々な改正に対応しながら正確に実務を行うことが求められます。対応のポイントについてご紹介致します。

◆令和6年分年末調整対応のポイント

まず、6月1日以降に支払う給与等から定額減税が実施されましたが、令和6年分年末調整においても対応は発生します。例えば、令和6年6月2日以後に採用した従業員は月次減税を行っていないので、年末調整で定額減税額の控除（年調減税）を行うほか、令和6年7月以降に子どもが生まれ扶養親族の人数が増えた場合、定額減税額の差額は年末調整または確定申告により精算する等の対応が必要となります。「給与所得者の基礎控除申告書」及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」においても定額減税に係る記載欄の追加の変更があります。また、令和5年度税制改正により「給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項に改正があり、令和6年分年末調整から適用されます。さらに、令和7年1月以降も、扶養控除等申告書について「簡易な申告書」が導入される等様々な対応が求められます。事前の周知や、早めの書類配付、回収などが望ましいと言えるでしょう。

【国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係）」】<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

連載コラムNo. 46

遺言執行者とは？

遺言執行とは、遺言者の死後に遺言の内容を実現する手続きをいいます。遺言執行者とは、その手続きを行う人物のことです。遺言執行者とはどのようなことをするのか簡単にご紹介します。

◆遺言執行者の必要なケース

遺言執行者は基本的には遺言書によって指定されます。遺言書で指定がない場合は、相続人、受遺者（遺贈を受けた人）全員で遺言内容の実現を目指します。しかし、遺言内容に不満を持つ相続人がいると遺言内容の実現は難しくなります。そのため、相続人や受遺者は家庭裁判所に遺言執行者の選任請求を行うことができます。遺言執行者は、遺言書に記載された内容を実現する手続きを行うことができます。「認知」、「推定相続人の廃除・取り消し」、「一般財団法人の設立」が遺言にある場合は特に遺言執行者が必要となります。遺言執行者には法律上、婚姻関係のない男女を父母に持つ非嫡出子に対し、遺言により認知することが可能であり、認知届の提出には遺言執行者の選任が必要です。また、被相続人が推定相続人から重大な侮辱や虐待などを受けており、当該相続人を廃除する旨の遺言がある場合、遺言執行者が家庭裁判所に対して相続の廃除（又は廃除の取消し）の申立てを行う権限を与えられています。さらに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第152条の2項では、遺言により一般財団法人を設立する意思が示せると記載されています。この場合、一般財団法人の設立には遺言執行者の指定が不可欠となります。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください



II 来年4月から育児休業給付延長手続き厳格化へ

令和7年4月から、育児休業給付の延長・再延長時の給付金手続きにおける確認が厳格化されます。具体的な対応についてご紹介致します。

◆育児休業給付延長に関する対応

育児休業は、原則として子どもが1歳になるまで取得できますが、子どもが1歳になるときに保育所等に預けられない等の事情があるときは1歳6ヶ月まで延長することができ、さらに子どもが1歳6ヶ月になるときに保育所等に預けられない等の事情があるときは2歳まで再延長することができます。延長・再延長時には、雇用保険の育児休業給付金についても支給が延長されることとなります。この延長手続きにおいて、市区町村の発行する入所保留通知書などの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要となります。このため、①育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（様式あり）②市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し③市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）を延長時・再延長時の「育児休業給付金支給申請書」に必ず添付する必要があります。すでに育児休業を取得している従業員で対象となる人もいるかと思えます。早めの周知を行いましょう。

【厚生労働省】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

